

令和3年7月1日

会員各位

(公社)宮城県トラック協会
会長 庄子 清一
(会長印省略)

飲酒運転の防止の徹底について (お願い)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業活動各般にわたり、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、根絶を掲げている飲酒運転は、未だ根絶に至っておらず、本年も、4月に宮城県内運送事業者の運転手が飲酒運転による事故を発生させております。

こういった状況から、6月14日付で東北運輸局宮城運輸支局長より「**事業用自動車の運転者による飲酒運転の防止の徹底について**」の文書が当協会宛に発信されました。

会員事業者の皆様におかれましては、日頃より交通事故防止、飲酒運転防止に対し、お取り組みいただいていることと存じますが、「**運転者に対する指導監督の徹底**」、「**点呼の厳正な実施**」について、再度徹底していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 運転者に対する指導監督の徹底について

- (1) 飲酒運転の危険性を理解させるため、アルコールが運転に及ぼす影響やアルコール依存症の危険性について、計画的かつ継続的に教育を実施すること
- (2) 運転者の健康診断、適性診断結果をもとに個人面談等を行い、特に飲酒習慣のある運転者に対しては、飲酒実態を把握したうえで適切な指導や改善等に取り組むこと。

2. 点呼の厳正な実施について

- (1) 帰庫時の点呼の実施にあたっては、アルコール検知器を使用した確認のほか、運転者の状態を目視等で確認して、乗務中における飲酒の有無の確認を強化すること。
- (2) 遠隔地における点呼では、適切な時期に点呼を執行し、アルコール検知器の使用を徹底する等、休息中の飲酒により飲酒運転を招かない管理体制や手法を構築すること。

以上